

約定

- 1 私が支払うべき鳥取市学校給食費等について、貴金融機関に振替通知書、振替通知書の記載内容を記録した伝送データ又は磁気媒体等(以下「振替通知書等」という。)が送付されたときは、私に通知することなく振替通知書等に記載・記録された金額を表面の預金口座から引落しのうえ、支払ってください。なお、引落し後の領収証書の交付は必要ありません。
- 2 預金の引落しに当たっては、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出し及び預金払戻請求書の提出をしません。
- 3 預金口座の残高が振替日において、振替通知書等に記載・記録された金額に満たないときは、私に通知することなく、振替できない旨を鳥取市長等に通知されても、差し支えありません。
- 4 振替日が貴金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日を振替日としてください。
- 5 貴金融機関が必要であると認めた場合は、私に通知することなく、この契約を解除されても異議ありません。また、この契約に関する事項を変更し、又は契約を解除するときはその旨書面にて依頼します。なお、契約解除の届出がないまま長期間にわたり、振替通知書又は磁気媒体が送付されないなど相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱っても差し支えありません。
- 6 この口座振替について、仮に紛議が生じることがあっても、貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関に迷惑をかけません。
- 7 登録児童生徒が鳥取市立の小・中学校へ転学・進学した場合も、特に申出をしない限り、振替通知書等に記載・記録された金額を、引き続き引落しのうえ支払ってください。

お知らせ

口座振替のお申込のタイミングによっては、振替日に間に合わないことがありますので、詳しくは担当課へお尋ねください。

学校給食費・補助教材費・日本スポーツ振興センター災害共済掛金の払込日
(払込日が非営業日の場合は、翌営業日)

月分	払込日	再払込日
6月	6月26日	翌月10日、翌々月10日
8月	8月26日	
10月	10月26日	
12月	12月26日	
2月	2月26日	
4月	4月15日	翌月10日

この契約に関するお尋ねは、鳥取市役所の担当課又は金融機関窓口でお願いします。

《鳥取市役所》

学校保健給食課 TEL 30-8418